

落札者決定基準

「第三次医療情報システム構築業務落札者決定基準」（以下「本業務」という。）の委託に当たり、次により落札者を決定するための審査を実施する。

1 選考方法

入札参加者に対し、総合評価一般競争入札（総合評価落札方式）により審査を実施した上で落札者を選考する。

（１）本業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。

（２）入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書は次の場所で交付する。

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 事務部 経営企画課（電話 022-391-5111）

2 審査機関

総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するための審査機関を設置する。

（１）本業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本業務に関する総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する。

（２）審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たっての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書の内容が第三次医療情報システム構築業務 提案依頼書に記載している性能、機能及び技術等に要求要件を満たしているかを判断するものとし、3に基づき入札価格その他の条件が宮城県立こども病院にとって最も有利か否かについて審査する。

3 落札者の決定

（１）技術提案書の評価要件

本業務の入札参加者の資格等に関する事項及び（２）に掲げる２つの要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。

（２）落札者の決定方法

本業務を履行できると院長が判断した者であって、4に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案書の内容が、4（２）及び4（５）による必須事項の要件を全て満たしていること。

なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は次の順により決定する。

- ① 入札参加者それぞれの技術提案評価点，価格評価点が異なる場合
技術提案評価点が高い者を落札者とする。
 - ② 入札参加者それぞれの技術提案評価点，価格評価点と同じ場合
4（5）による必須項目における得点が高い者を落札者とする。
 - ③ 入札参加者それぞれの技術提案評価点，価格評価点，4（5）による必須項目における得点と同じ場合
入札価格が低い者を落札者とする。
 - ④ 入札参加者それぞれの技術提案評価点，価格評価点，4（5）による必須項目における得点，入札価格が同じ場合
入札参加者にくじを引かせ，くじにより決定した者を落札者とする。この場合において，当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは，入札執行事務に関係のない職員に，これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 技術提案評価点及び価格評価点の配分
点数は1，000点満点とし，うち技術提案評価点を700点，価格評価点を300点とする。

4 評価方式

(1) 技術提案評価点

技術提案に関する評価点の評価は，技術提案書を基に行うものとし，評価算定調書（以下「基準調書」という。）の評価項目ごとに行い，評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

(2) 価格評価点

価格評価点とは，構築価格点と運用保守価格点で構成するものとする。

価格に関する評価点は，入札価格及び見積価格に応じ，次に示す方法により，点数化する。この場合において生じた端数は切捨てる。

イ 構築価格評価＝構築価格点の配分点

$$\times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{最低入札価格})$$

ロ 運用保守価格評価＝運用保守価格点の配分点

$$\times (\text{運用保守評価基準額} - \text{運用保守経費}) / (\text{運用保守評価基準額} - \text{最低運用保守経費})$$

ハ 運用保守経費は，調達仕様書及び評価基準調書に基づき，提案書作成要領別紙様式11号に記載された運用保守経費見積額とする。

ニ 運用保守評価基準額は，価格評価点を求めるために宮城県立こども病院が設定したものである。（契約を予定した額ではない。）

ホ 価格評価点算出に使用する各経費は，消費税及び地方消費税を除いた額を使用する。

ヘ 入札価格及び提案された運用保守経費について，予定価格及び運用保守評価基準額を超過している場合は，要件を満たさない提案として，失格とする。

ト 運用保守経費は，仕様書に定める運用及び保守に係る費用を記入すること。

運用及び保守の期間は，平成32年度から平成36年度までの総費用を算出すること。

チ 最低運用保守経費とは、提出された運用保守経費の最低価格とする。

(3) 基準調書における審査区分

次のとおり審査区分を定めるものとする。実際の評価に当たっては、基準調書における審査区分ごとに評価項目を定め、評価項目及び小分類ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

イ 価格評価点

ロ 技術提案評価点

(4) 基準調書における評価項目の設定の観点

技術に関する評価は、提案内容の特徴、業務及び構築に係る方針、手法、機器の性能評価等により事業目的が達成可能かどうか、体制に関する評価、提案された作業計画、当該計画に応じた要員計画、業務の統括管理、これまでの業務実績等に基づき本業務の遂行が可能かどうかを評価する。

(5) 基準調書における必須事項

評価項目ごとに次の区分による分類を行う。

なお、イの必須項目に分類した評価項目について、提案依頼書に定める要求を満たさない技術提案書は、以後の評価は行わない。

イ 必須項目

ロ 必須以外の項目

(6) 基準調書における評価方式

評価方式は、次の三方式を用いるものとし、評価すべき内容に応じ評価項目ごとに適用する。なお、評価項目ごとの評価方式は、審査委員会において定める。

イ 数値方式

提案内容を数値化できるものに関しては、一定の基準に照らし、数値化して点数を付与（加点を含む。）する。

ロ 判定方式

提案内容を数値化することが困難なものに関しては、高、中、低の最大3段階による判定・評価を行う。高を1.0、中を0.6、低を0.2として定数を定め、「充足している項目に割り当てられた定数の総和」を「高、中、低に割り当てられた全ての定数の総和」で除算し求めた数値を、配分された点数に乗算し、点数を付与する。

ハ 順位方式

イ・ロによらないものは、提案内容を順位付けし、1位に「満点」、2位に「1位の50%の点」、3位以下については「零点」を付与する。

ただし、入札参加者が、2者以下の場合、1位に「満点」、2位以下については「零点」を付与する。

5 評価方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとする。ただし、必要に応じ技術提案書、付属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

- (1) 書面審査 技術提案書、機能要件一覧（必須項目）、機能要件一覧（加点項目）、移行データ一覧、納入予定ハードウェア一覧表、納入予定ソフトウェア一覧表、付属資料の内容を確認する。
- (2) 対面審査 書面審査上確認しがたい内容について口頭審査を行う。

6 その他

(1) 対面審査

イ 日 時 平成31年3月12日（火）午前9時から午後5時までのうち、
指定した時間とする。

ロ 場 所 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号
宮城県立こども病院

ハ 出席人数 出席者は、3人以内とする。

(2) 不明、錯誤等の無効

入札をした者は、入札後において、入札説明書、提案依頼書、落札者決定基準等並びに提出した技術提案書及び付属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。